

【教育委員会議事録】 令和7年3月定例会

開催日時	令和7年3月26日(水) 15:00~16:10
開催場所	下関市教育センター 3階中研修室
出席委員の氏名	磯部 芳規(教育長) 小田 耕一(教育長職務代理者) 吉村 邦彦 佐々木 猛 畚野 美香子
欠席委員の氏名	欠席なし
委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名	教育部長 藤田 信夫 教育部理事(教育部次長) 和田 英一 教育部理事(教育部次長) 藤井 信幸 学校教育専門監 木下 満明 教育部次長(教育政策課長) 門田 重雄 学校教育課長 大坪 勇一 教育指導監(生徒指導推進室長) 中尾 琢磨 教育研修課長 浦野 建太 学校支援課長 栗原 武 教育部次長(学校保健給食課長) 山本 泰造 生涯学習課長 岡田 清弘 教育部参事(文化財保護課長) 濱崎 真二 教育部次長(中央図書館長) 江原 理恵 美術館長 岡本 正康 歴史博物館長 古城 春樹 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長 松下 孝幸 下関商業高等学校事務長 三原 達郎 教育部参事(菊川教育支所長) 藤永 知明 教育部参事(豊田教育支所長) 河崎 昌文 教育部理事(豊浦教育支所長) 嶋津 敏弘 教育部参事(豊北教育支所長) 熊井 一雄 教育政策課長補佐 吉岡 孝二 教育政策課主任 吉富 守夫 教育政策課主事 森 由希
傍聴人の数	傍聴人なし

次第（目次）

【開会の宣告】	P3
【署名委員の指名】	P3
【教育長報告】	P4
【議案】	
《非公開》	
第11号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について.....	P26
第12号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則.....	P5
第13号 下関市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則.....	P6
第14号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	P7
第15号 下関市指定文化財の追加指定について	P8
第16号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に 関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	P10
【報告事項】	
《非公開》	
令和7年度校務技士・学校給食調理員の異動について.....	P26
下関市立小学校への通級指導教室の新設について.....	P12
令和7年度下関市学校指導上の努力点について	P15
下関市学校給食費に関する条例施行規則について	P20
令和7年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日及び開館日の変更について.....	P22
令和7年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について.....	P22
令和7年度下関市立東行記念館の臨時開館について	P23
令和7年度土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について.....	P24
下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について	P25
【その他】	P25
【閉会の宣告】	P30

【開会の宣告】

磯部芳規（教育長）

皆さん、おはようございます。

それでは、教育委員会3月定例会を開会いたします。

教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、会議の定足数を満たしていることをご報告いたします。

【署名委員の指名】

磯部芳規（教育長）

本日の議事録の署名は、吉村委員、畚野委員にお願いいたします。

（はい。（署名委員））

磯部芳規（教育長）

本日の日程は、日程1の議案が6件、日程2の報告事項が9件、日程3その他となっております。

この日程に関連して、最初に委員の皆さんにお諮りします。

議案第11号「教育委員会及び教育機関の職員の任免について」及び、報告事項「令和7年度校務技士・学校給食調理員の異動について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、会議を公開しないこととしたいと存じますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

それでは非公開とし、議事録についても、非公開といたしたいと存じますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

また、非公開とすることといたしました議案等については、日程3「その他」が終わった後に協議を行うことといたしたいと存じます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

それでは、そのように進めてまいります。

【教育長報告】

磯部芳規（教育長）

それでは議案に入る前に教育長報告を行います。お手元に資料があるかと存じますので、ご覧いただきたいと思えます。

では、3月の報告をいたします。3月の報告でございますが、2月があつという間に過ぎまして3月の別れの季節となっております。まずは卒業式関係でございます。

3月1日に下商の卒業式、7日が中学校の卒業式で私は川中中学校に行きました。また、19日は小学校で卒業式が行われております。私が見た限りにはどの学校も大変落ち着いた卒業式だったのではないかなというふうに思っております。小学校の卒業式は勝山小学校に行きました。5、6年生による合唱や校歌を聞きましたけど、これには驚きました。今度はぜひ学校訪問をして、音楽の授業に参加してみようかなというふうに思っております。

また、3月ですが各館の協議会なども行われております。3日は歴史博物館、12日は考古博物館、18日は美術館で協議会が行われております。各館ミュージアムにおいてそれぞれの学術の研究と保存などの目的を大事にされる一方で、市民に、また、子供たちに下関市の歴史、伝統文化の素晴らしさをしっかり味わって欲しいと私自身思います。

また、特に各園、学校におきましては下関の歴史伝統文化に、わくわくして現地に足を運んで欲しいというふうに考えております。

3月22日でございますが、少年少女発明クラブというのがありまして、この修了式に行きました。この発明クラブには市内小学校の5、6年生を中心に今年は42名参加しております。来年度は、もうすでにこの50名を超える申し込みが現時点であるそうでございます。少し時間より早めに行きまして、子供たちの活動を見ました。中学校の理科の教員の中でも、特にこの専門性を持っていらっしゃる先生がいらっしゃいまして、その先生が磁石とか、磁力性の実験をされておりました。この内容は子供たちでなく、ぜひ小中学校の先生にも見ていただくと、とても勉強になるのではないかなという感じがしました。本当素晴らしい実験をされていたというふうに思います。

3月10日ですけれども、安岡小学校の創立150周年記念事業実行委員会の方から小学校にピアノなどの寄付をいただいたり、24日でございますが市内の企業による皆様から、小学校新入生に黄色いワッペンをいただいております。また、25日は裏面になると思えますが、市内の企業の皆さんのおかげで、ドローンによるプログラミング教育を行うことができたという報告を受け、感謝状をお渡しております。下関教育が地域の温かいご支援を受けていることを実感することになっております。

最後になりますが、昨日、本日で市の人事異動並びに、県の教職員の人事異動の内示が

ありました。

教育委員の皆様にはこれまでご指導、ご支援いただきましたが感謝を申し上げますとともに、本日のメンバーでの定例会は、今回で最後になるのではないかとというふうに考えております。

以上で、3月の教育長報告を終わらせていただきます。では、今の教育長報告で何かご質問はございますでしょうか。

(ありません。(全員))

磯部芳規(教育長)

ありがとうございます。それでは、日程1の議案審議に入ります。

【議案審議】

議案第12号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

磯部芳規(教育長)

まずは、議案第12号「下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」2ページになるかと思いますが、教育政策課、門田部次長お願いします。

門田重雄(教育部次長(教育政策課長))

はい、教育政策課です。

それでは、議案第12号「下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。資料は2ページとなります。

このたびの改正は、市長部局において下関市行政組織規則の改正があったことにより同様の取扱いをするため、改正をするものです。

市長部局におきまして附属機関の運用について、下関市附属機関等の設置及び運営に関する規程を制定し、下関市行政組織規則から附属機関の規定が削除されました。

教育委員会においても、同様に下関市附属機関等の設置及び運営に関する規程の例により事務処理を行うこととし、下関市教育委員会事務分掌規則第5章の附属機関の規定を削除しようとするものです。

この規則の施行日は、令和7年4月1日としております。

よろしくご審議をお願いいたします。

磯部芳規(教育長)

では、ご覧いただきまして、ご質問、ご意見ありましたらよろしく願いいたします。

(ありません。(全員))

磯部芳規（教育長）

特にないようでございますので、議案第12号につきましては承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認といたします。

【議案審議】

議案第13号 下関市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

磯部芳規（教育長）

続きまして、議案第13号「下関市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則」につきまして、教育政策課、門田部次長お願いいたします。

門田重雄（教育部次長（教育政策課長））

はい、教育政策課です。

それでは、議案第13号「下関市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。資料は3ページをお願いいたします。

このたびの改正は、刑法等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため、規則の一部を改正しようとするものです。

内容といたしましては、刑法の改正により従来の懲役刑、禁錮刑が廃止され、拘禁刑として一本化され創設されることから、改正前の欄、下線で示しております「禁こ」を、改正後の欄、下線で示しております「拘禁刑」へ改正いたします。

この規則の施行日は、改正される刑法の施行期日に合わせ、令和7年6月1日としております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご覧いただきまして、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、議案第13号につきましては、承認としてよろしいでしょうか。

(はい。(全員))

磯部芳規 (教育長)

では、承認いたします。

【議案審議】

議案第14号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

磯部芳規 (教育長)

続きまして、議案第14号「下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」につきまして、教育政策課、門田部次長お願いいたします。

門田重雄 (教育部次長 (教育政策課長))

はい、教育政策課です。

それでは、議案第14号「下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」についてご説明いたします。資料は4ページから5ページとなります。

このたびの改正は、市長部局において規則等の改正があったことにより、所要の条文を整理するものです。

表の中の2条をご覧ください。第9号については、改正前表中の下線部分、『以下「旅費条例」という。』ところを、以下に「旅費条例」の文言の使用がないことから、これを削除しようとするものです。

第10号についてです。下関市管内出張の旅費に関する規則が廃止され、管内出張が下関市職員等の旅費に関する条例施行規則に規定されたことから、文言の改正を行うものでございます。

続きまして、別表2、教育政策課長専決事項、第2号の規定です。下関市職員胸章規程が、下関市職員名札規程に改められたため、職員胸章を、職員の名札に改正いたします。また、身分証票を身分証明書に改めます。

こちらの方は、現在の下関市職員身分証明書規程の文言にあわせる改正としております。施行日は令和7年4月1日です。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

磯部芳規 (教育長)

では、どうぞご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

(ありません。(全員))

磯部芳規 (教育長)

はい、特にないようでございます。従いまして議案第14号につきましては、承認として

よろしいでしょうか。

(はい。(全員))

磯部芳規 (教育長)

では、承認いたします。

【議案審議】

議案第15号 下関市指定文化財の追加指定について

磯部芳規 (教育長)

続きまして、議案第15号「下関市指定文化財の追加指定について」6ページでございます。文化財保護課、濱崎参事お願いいたします。

濱崎真二 (教育部参事 (文化財保護課長))

議案第15号「下関市指定文化財の追加指定について」ご説明いたします。資料は6ページから12ページです。

旧秋田商会ビルにつきましては、資料9ページ、10ページに写真を添付いたしておりますが、平成27年10月27日付けで下関市の有形文化財(建造物)に指定をいたしました。

本市が所有し、観光スポーツ文化部観光施設課が管理を行っております。その概要でございますが、大正4年に竣工した事務所兼住宅建築で、鉄骨を使った非常に早い時期の鉄筋コンクリート造事務所建築であり、洋風の外観でありながら、居住空間である2階及び3階の大部分は本格的な書院造の室が設けられ、また、屋上に庭園と離れ座敷がつくられているなど、ほかに類を見ない独創的な建築でございます。

なお、旧秋田商会ビルは、平成27年の指定時に、屋上庭園及び離れ座敷、防火壁並びに建築図面を附(ついたり)に指定しておりますが、この時点では棟札は発見されておりました。その後、令和2年に旧秋田商会ビル2階仏間から棟札が発見され、建築年代を特定する重要な資料でございますので、このたび附として追加指定をお諮りするものです。

次に、資料7、8ページに調書を抜粋して添付いたしておりますが、その概要についてご説明いたします。このたび追加指定する棟札は、2枚でございます。棟札からは、旧秋田商会ビルの新築にあたり、大正3年(1914)12月20日に上棟式を挙行したことで、工事の設計監督のため、施主である秋田寅之介が4人の技術者を指名したことが判明いたします。

棟札には、ほとんどの場合上棟年月日が書かれていますので、建造物の文化財指定においては、建築年代を特定する最も重要な根拠として、棟札を建造物本体の理解するために欠かせない「附」に指定することが一般的でございます。例を挙げますと、重要文化財の旧下関英国領事館でも、棟札に該当する幣串(へいぐし)に上棟年月日が書かれており、附に指定されております。また、江戸時代までと違い、近代以降の建築につきましては、設計者が判明している建築も数多くございますが、同じ設計者による建築の比較対象をすることで研

究が進むという側面がございますので、旧秋田商会ビルで設計者等、関係者が判明したことは重要でございます。

したがって、当該棟札は、旧秋田商会ビルの建築年代、設計者及び工事監督を明らかにする資料として重要であることから、追加指定するものでございます。なお、本日の議案提出に先立ち、令和7年2月17日に下関市文化財保護審議会にて諮問し、資料5ページのとおり、下関市指定文化財に追加指定することが適当であるとの答申をいただいております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

磯部芳規（教育長）

では、ご覧いただきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願いいたします。

吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

議案に関しまして全く異論はございませんが、この棟札の図版8、8ページで言うところの図版2の表書きのところは、現状では何も書いてないように見えるのですが、実は、「多分何か書いていた。」といった研究というか、解明が進んでいくという認識でよろしいでしょうか。

磯部芳規（教育長）

文化財保護課、お願いいたします。

濱崎真二（教育部参事（文化財保護課長））

現状確認をしております棟札につきましては、今資料で提示させていただいておりますように、裏面、表面それぞれありまして、記載が確認できないために、外見の外形線だけ入っているというところがございます。比較的新しい時期の棟札でございますので、墨書が薄れて判読ができないということではないかと思っておりますので、この場所が、研究が進むことによって、新たに文字が記載されていることが、明らかになるということは、可能性としては低いのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

吉村邦彦（教育委員）

ありがとうございます。

磯部芳規（教育長）

ほかに何かございませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、特にないようでございます。議案第15号については承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認といたします。

【議案審議】

議案第16号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

磯部芳規（教育長）

続きまして、議案第16号「土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、松下館長お願いいたします。

松下孝幸（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムでございます。よろしくお願いいたします。

議案第16号「土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。資料の13ページをご覧ください。資料は13ページから18ページです。

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則におきまして、「施設及び設備を使用しようとするものは、あらかじめ使用許可申請書を提出しなければならない」ということが規定されておりますが、使用できる施設が明確でなかったことから、使用できる施設等の定義の追加をするものです。

また、使用許可申請等の様式の中にも使用できる施設の名称を、これに併せて変更いたします。併せて組織やサービス等に関する条文につきましては、下関市教育委員会事務分掌規則の条文と重複しておりましたので、第3条から第5条までを削除し、第6条から第21条までを3条ずつ繰り上げました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご覧いただきまして、ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

吉村委員、お願いいたします

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

この事務事業の第3条から第5条は、別途教育委員会の規則の中で記載があるので、削除するという認識でよろしいでしょうか。

磯部芳規（教育長）

松下館長、お願いいたします。

松下孝幸（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

はい、そのとおりです。

磯部芳規（教育長）

よろしいでしょうか。

吉村邦彦（教育委員）

ありがとうございます。

それからもう1つ、第8条のところで、人類学ミュージアムは、人類学、考古学等に関する実物、標本、模写、模型、文献、写真、フィルム、テープ、ディスク等とありますけども、今この時代例えばデータとか、その他に含まれるものは、この等という中に含まれるという認識でよろしいでしょうか。

磯部芳規（教育長）

松下館長、お願いいたします。

松下孝幸（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

はい。そのとおりです。

磯部芳規（教育長）

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

特にならぬようでございます。議案第16号につきましては承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認いたします。

【報告事項】

下関市立小学校への通級指導教室の新設について

磯部芳規（教育長）

続きまして、日程2、報告事項に入ります。

まず、「下関市立小学校への通級指導教室の新設について」学校教育課、大坪課長お願いします。

大坪勇一（学校教育課長）

はい、学校教育課です。よろしくお願いいたします。

下関市立小学校に、通級指導教室を新たに設置することになりましたので報告いたします。資料の19ページをお開きください。

設置校は、下関市立勝山小学校です。設置年度は令和7年度からとなります。設置目的は、他校通級を受けている児童が増え、新入学児や新規申込希望の児童が待機状態になっており、継続的な課題である混雑状況を解消するためであります。また、勝山小学校在籍児童が自校で通級による指導を受けられるようにすることで、保護者の送迎に係る負担軽減、児童生徒一人一人の教育的ニーズに沿ったきめ細かな指導、支援を実現するため、今回の設置となりました。

なお、この新設により、下関市内には、小学校では、名陵小学校、江浦小学校、小月小学校、豊浦小学校、山の田小学校、誠意小学校、安岡小学校、熊野小学校、豊北小学校、川中西小学校、そして、勝山小学校の11校。中学校では、日新中学校、彦島中学校、川中中学校、東部中学校の4校に設置されることとなります。

以上、下関市立小・中学校への通級指導教室新設について報告いたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

通級指導教室はやはり肢体不自由、それからLDとかADHD、自閉症のような子供たちが通う学級だと思えます。その中で、やはり通常の学級に加えて、障害に応じた特別な指導を受けられるということだと思っておりますけど、ここにも書いていますように、一人ひとりの教育的ニーズというふうなことでいうと、今どれぐらいのニーズがあって、この11校と4校の学校に、どれぐらいの子供たちが通っていて、すべてのニーズに合わせるとしたら、1つの教室で大丈夫なのかなというふうにも感じます。ですから、下関市として今後やはり

こういう勝山小学校のような設置校を増やしていくのか、もしくはクラスを増やしていくのか、方向性とか今の方針を少しご説明いただきたいのと、あとは、今日でなくて結構ですので、どこかのタイミングで、どれぐらいのニーズで、どれぐらいの子供たちが通級しているのかということが、少し情報としていただきたいです。以上です。

磯部芳規（教育長）

学校教育課、大坪課長お願いします。

大坪勇一（学校教育課長）

失礼いたします。

通級指導教室につきましては、いわゆる特別支援学級に在籍している児童生徒以外の、通常学級に在籍する支援を必要とする児童生徒が通うものでございます。

一旦在籍すれば、ずっと在籍し続けるというものではありませんので、いわゆる効果があったお子さんについては、卒業といえますか、退席をしていくというものなので、ずっとその人数が増え続けるということはないのですけれども、現在のデータとしまして、令和7年度当初は、小学校においては472人、中学生は76人、これらの児童生徒が指導を受ける予定となっております。

このうち、新設がなされます、勝山小学校は26人が校内で指導を受けることができるようになります。そうしますと、今、勝山小学校の在籍の児童は、ほかの学校に通っているのですが、他校から自校に切り替えることによって、勝山小学校はもちろんですけれども、他校の方の受け入れの方も余裕ができて、そちらの方に通えるようになるということ、待機する児童生徒数はかなり減少をしていきます。

例えば、勝山は豊浦が隣の校区になりますので、そこに通っていらっしゃるのですが、新設がかないまして、豊浦小学校では、令和7年1月現在ですけども、待機が1名になるという状況になっています。そうしたところでだいぶ緩和できてくるわけですけれども、その年度で必要とされるお子さんの状況が違いますので、なるべくカバーできるようにこちらとしても、どちらに新設をすればより多くの子供たちのニーズに応じることができるのかということを考えながら、検討協議をして今後も進めてまいりたいというところがございます。以上です。

磯部芳規（教育長）

よろしいでしょうか。

吉村邦彦（教育委員）

ありがとうございました。

今、小学生の数を聞いてびっくりしました。472名ということで、不登校と同じぐらいになります。ここもやはり、ちゃんとこういう子供たちにも教育が行き届くように、これからもよろしく願いいたします。以上です。

磯部芳規（教育長）

佐々木委員、お願いいたします。

佐々木猛（教育委員）

失礼いたします。

今のことでお伺いしたいのですが、中学校の4校ですが、少し地域バランス的にどうなのかと思ったところがあったのですが、今のご説明によると、ある程度のバランスを見ていきながらということと言われると、例えば、来年度はここやめて、こっちの学校が通級のクラスになるとかということもあり得るということですか。それとも新設で増えていくという解釈ですか。

磯部芳規（教育長）

学校教育課、お願いいたします。

大坪勇一（学校教育課長）

原則として、今設置しているところは継続という形になろうかと思えますけれども、通うのが困難である地域とかですね、人数だけではなくて、距離の問題もありますので、そうしたところも勘案しながらですね、協議をしながら進めていくというところでは。

仮にその受けられる生徒さんがゼロになった場合、そうした場合は、当然変えるということになろうかと思えますけれども、現時点では、今設置しているところをしっかりと継続というところで考えております。

佐々木猛（教育委員）

ありがとうございました。

磯部芳規（教育長）

ほかにございますか。小田委員、お願いいたします。

小田耕一（教育長職務代理者）

これは私の思いです。

今、課長のご説明にも重なるとは思いますが、通級による指導体制の充実を私は大変喜んでおります。原則として通常の学級での配慮だけでは、学習に困難のある子供たちにとって、学ぶ楽しさや喜びがわかる場所であって欲しいというふうに願っています。

通級による指導の制度は、平成5年から始まってもう30年を過ぎていると思いますが、こうして1つ学校が増えることで体制が拡充していく、ないしは学習に配慮が必要な子供たちを、どのような体制で支援していくか、そういった新しい制度、今の制度の拡充、そういった体制の目的を今一度確かめて、明確に学校や担当に伝えるという作業が、やはり必要ではないかなというふうに思います。そして、明確な目的を持って、その目的を理解した上で、融通を利かせられる柔軟さを持つということが、本当に特別な体制が生

きてくることになると思いますので、丁寧な説明と、それから担当者の理解、そういったところが進んでいくといいなというふうに思っています。以上です。

磯部芳規（教育長）

畚野委員、お願いいたします。

畚野美香子（教育委員）

ご説明どうもありがとうございます。

こういった形で、教室をまた設置していただけるということで、待機児童の減少ということ大変ありがとうございます。

ちょっと質問です。勉強不足で申し訳ないのですが、待機がおられるということであれば、待機されている方というのは、どのようにされてらっしゃるのでしょうか。

磯部芳規（教育長）

学校教育課、お願いいたします。

大坪勇一（学校教育課長）

通級指導による指導はできませんけれども、校内においてですね、様々な工夫をなされているという状況であります。

コーディネーターといいますか、事務局には、ガイダンスアドバイザーというものがおりまして、その者が、通級指導教室の設置の学校にも回るのですが、それ以外の学校にも、そうしたニーズに応じて指導に入っています。

通級指導教室は1年間すべて在籍するというわけではなくて、1学期ごととか、途中で卒業される場合もありますので、その時には待機されている方を順次入れていくという形にしていますので、そうしたところでカバーをしているというのが現状でございます。

磯部芳規（教育長）

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、ないようでございますので、本件については報告済みといたします。

【報告事項】

令和7年度 下関市学校指導上の努力点について

磯部芳規（教育長）

続きまして、「令和7年度 下関市学校指導上の努力点について」教育研修課、浦野課長お願いいたします。

浦野建太（教育研修課長）

教育研修課でございます。

「令和7年度下関市学校教育指導上の努力点」について説明いたします。お手元の別冊資料①をご覧ください。

本資料は、教職員一人ひとりが目的を明確にして日々の教育活動に取り組めるよう、重点取り組み事項及び指導上の努力点を示しておるものです。市内の各認定こども園・幼稚園・保育園、小・中学校、下関商業高等学校に配付いたします。

なお、例年配付しているポスターについては、教育理念が次年度の定例会で可決された後に、作成、配付する予定です。

それでは、詳細資料について説明いたします。重点取り組み事項は3つ掲げております。

1ページは、「学び手を育てるわくわくする授業づくりの推進」、2ページは、「きめ細かな教育を推進」、3ページは、「不登校対策の充実」に向けた取組についてそれぞれ示しております。

4ページからは、9つの指導上の努力点について具体的に取り組む内容を記載しています。まずは、「Ⅰ 生き抜く力の基礎を培う就学前教育・保育の推進」です。認定こども園、幼稚園、保育園での教育を就学前教育・保育と表記しており、小学校とのつながりを含めた連携の強化、研修の充実を図ってまいります。「Ⅱ 確かな学力の育成」では、一人ひとりの特性や学習進度等に応じた学習を展開するなど、指導方法を工夫して自立した学習者の育成に努めてまいります。また、下関商業高等学校では、地元企業等から講師を招聘し、商業高校としての専門性を深化させた授業を充実してまいります。続いて、5ページをご覧ください。「Ⅲ 豊かな心の育成」です。道徳教育やふるさと学習、読書活動の推進等について記載しております。本市では、毎年4月13日を「下関市いのちの日」と定めており、すべての認定こども園・幼稚園、小・中学校、下関商業高等学校において、自他の生命を尊重する心や思いやりの心などを育む取組を進めており今後も継続してまいります。「Ⅳ 健やかな体の育成」では、体力向上や健康教育、食育の推進について記載しています。体力向上に向けて、準備運動を含めた体育の授業を充実させるとともに、家庭との連携を図り、日常的に運動に取り組める習慣を身につけるよう努めてまいります。「Ⅴ 子供たちの状況に応じたきめ細かな教育の推進」として、特別支援教育の推進について記載しています。特別支援学級や通級指導教室において適切な教育支援に取り組むとともに、特別支援教育に関する校内支援体制を充実させてまいります。続いて、6ページをご覧ください。「Ⅵ 主体的に社会の形成に参画する態度の育成」では、キャリア教育の推進等について記載しております。企業と連携した体験活動等を充実させるとともに、地域課題に向けた取り組みをとおりして、社会を生き抜く力の育成に努めます。「Ⅶ 学校の組織力の向上」です。コミュニティスクールの仕組みを活用して、地域連携、校種間連携を充実させるとともに、学校業務の見直し、効率化にも取り組んでまいります。「Ⅷ 教職員の指導力の向上」では、研修を充実させるとともに、教職員が自らの適性・能力・課題に応じて力を伸ばすことができるよう、研修履歴の効果的な活用を進めてまいります。7ページは「Ⅸ 安心・安全な教育環境の充

実」について記載しています。生徒指導体制を充実させ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の体制を確立するとともに安全教育を充実させてまいります。

なお、8ページには、下関市のいじめ防止基本方針と携帯電話等の利用に関する指針を掲載しております。

これらの資料については、各園・学校あてにデータで送付し、市内全教職員で共有いたします。さらに、教育委員会として学校訪問や研修会等で活用することにより、下関市としての重点取り組み、指導上の努力点をふまえた教育活動を推進してまいります。

以上で、概要の説明とさせていただきます。報告は、以上でございます。

磯部芳規（教育長）

では、ご覧いただきまして、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

重点取組事項、これが3つございます。その中で1つ目の、学び手を育てる所と、2つ目のきめ細かな教育という所は非常に、具体的に、期限も含めて記載があるのですが、今、やはりこの下関市としても、非常に問題視されている不登校に関しては、なかなか具体的なところまで落とし込めてないのかなというふうな気がします。これぐらいで仕方がないのかもしれないかもしれませんが、もっとより具体的に、いろいろなケースも想定するものが、別紙として必要ではないかと思えます。あとこの中にある、外部専門家と連携したというところで、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー等々書いてございますけども、スクールカウンセラーの方は比較的コミュニケーションがとりやすいのですが、このスクールソーシャルワーカーの方の活動の実態とか、それから内容が非常に分かりづらいとか、伝わってきてないところがあります。ここは、何かの機会に共有いただければと思いますし、学校でも、先生方もこのスクールソーシャルワーカーの立ち位置というものはっきりご理解されてない方もいらっしゃるのではないかなというふうに思いますので、その辺りをもう少し細かくやっていただきたいなと思います。

それからあと、もう1つ教育委員会の中に素晴らしいものがたくさんあります。いつも私は、ここで行政の中でも横軸が非常に重要だということで横軸通しましょう、通せたらいいなというふうに思っています。ふるさと学習の推進、3番目の豊かな心の育成のところ、少し盛り込まれているのかなという気はするのですが、同じ委員会の中で博物館、美術館、いろいろなものが存在することに関して、美術、芸術、歴史、文化、こういったものを多くの学びの場所があるはずなのですが、こういったものを活かしてきてないのではないかなというふうに思います。この豊かな心の中に、ふるさと学習というふうなことで考えると、もっとこういったものも充実させて、子供たちが学べる機会を増やしていくというふうなことをしていけばいいのではないかなという感想です。以上です。

磯部芳規（教育長）

ありがとうございます。

ほかにご意見等ございませんでしょうか。畚野委員、お願いいたします。

畚野美香子（教育委員）

ご説明どうもありがとうございます。

2点ほどあります。5ページのⅢの豊かな心の育成、それから、6ページのⅥの主体的に社会の形成に参画する態度の育成、この中に、関連するのかなと思いますが、下関の現役の社会人である保護者や地域の人との関わりという形を、積極的に行っていただくというのもいいのかなと思います。

先日、山の田小学校で「夢プロジェクト」、山の田中学校で「職業人講話」というのをやりました。私は薬剤師としてそこに参加してまいりました。子供たちが、キラキラした目でいろいろな質問をしてくるわけですが、「なぜ下関で」とか、「何でこの職業を始めたの」というような、子供たちからしたら本当に基本的な疑問だと思いますが、この下関を盛り上げていくのに必要な要素とすごく思いました。これに参加した大人というのがやはり子供たちよりも熱心に話を聞きながら、大人の方が前のめりになり、子供たちに熱心にお話している姿というのも見られて、大変有意義な時間だったと思います。子供たちの成長に役立てることができればということで、皆さんが参加されております。もともと地域の皆さんというのは、よく参加をしてくださっている方々も多くいらっしゃいますが、保護者ももう少し、学校として取り入れていくという形でしていくのも、面白い話になってくるのかなと考えます。

もう1つですけれども、7ページの最後の部分、いじめの早期発見・早期対応の部分で、先日、山の田中学校の仮入学行ってまいりました。その時に生徒指導の先生から今のいじめの定義についてしっかり説明がありました。今の親は自分の子供の頃のいじめというのを想像します。殴られたり、暴力的な部分であったり、そういうところをいじめというふうに考えているのですが、今のいじめの考え方というのは違うんですよということを、しっかり説明してくださっていました。それを聞いた親は今のいじめはこんなこともいじめになるんだとざわっとしておりました。いじめが起こる前に今のいじめの判断基準というのを、保護者とそれから学校が、相互確認することも大切かなというふうに思いました。以上です。

磯部芳規（教育長）

ありがとうございます。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

先日、立志式に参加させていただきました。その子供たちがiPadを使って、体育館の画面に自分が将来なりたいものとか、自分を花に例えていろいろと話をする中で、中学校2年生ですからというふうなことで思ってはみたんですけど、なかなか自分の夢を語れず、私も語れなかったなと思うんですけど、大人の自分として、もっともっとう子供たちに、夢を持って欲しいなというふうなことは思いました。将来サラリーマンになりたいという子

がいて、学校の先生になりたい子は50人ぐらい発表して1人しかいなかったです。非常に寂しかったですけども、サラリーマンになりたい、別荘でゆっくりしたい、悠々自適に送りたい、のんびりテレビを見ておきたい、ゲームがしたいという、ここからみんないろいろなことを想像して、いろいろな形で自分の人生というのを考えるんだらうなどは思いましたけども、プロサッカー選手になりたい、野球選手になったら大谷翔平よりももっと上手になりたいとかという、何かこう爆発的に、自分をどこか、空の上まで持っていけるような夢を話せる子供が、ほとんどいなかったことが少し残念でした。こういう教育の指導上の努力点ということですから、やはり子供たちにそういう夢を持ってもらうとか、夢を楽しんでもらうとか、そういうふうなことを、ぜひ教育の中では盛り込んで欲しいなというふうに思います。以上です。

磯部芳規（教育長）

ありがとうございます。佐々木委員、お願いいたします。

佐々木猛（教育委員）

先程、畚野委員からも話があったと思いますが、学校の役割というのを少し考えてみた時に、地域の方々は本当によくご尽力いただいて、特に最近は先生方のご尽力で連携が取られています。また学校と保護者の関係一緒になって子供達のため動いていこうという環境とは向上してきたように思います。そう考えた時に、地域と保護者のつながりというのを、学校が仮にできるのならば、接着剤として保護者と地域を結べる活動というのを、子供たちと共に出来るということをやってみると、子供との関わりそして保護者と地域との関わりで、学校、家庭、地域全体で、子供たちをまんやかにしてやっていくということが、将来の夢を見るというところにもなってくるのではないかなと思います。そのようなことができるならば、そういう部分も尽力の1つ、本当この中に全部含まれていると思います。その中を1つとして具体化していくにあたって、もしくは不登校の対策にもつながってくるかもしれない、いじめ対策につながってくるかもしれない、親同士が知っている子供同士がいじめに合わないというのもその1つの方法だと思っているので、1件でも減らしていくという面ではそのような活動を少しずつでも取り組んでいけばいいのではないかと思ったのが1点です。あともう1点、学校運営協議会を中心としたというところで組織力の向上ってありますが、学校の招集する事務方の先生ですら、学校運営協議会のルールを知らないという先生もいらっしゃるようです。もっと学校運営協議会を中心とした、また、学校の組織力の向上というところで、まず第1に学校運営協議会に挙げられているということは、何のための学校運営協議会なのか、というところをしっかりと各学校の方にお伝えをするというのも、しっかりと学運協を機能させていかないといけないので、ただ来て普通の参観のように考えていらっしゃる先生もいらっしゃるようなので、そうではなく学校運営協議会とはこういうことなんだよ、学校の経営方針をしっかりと決めていくところなんだよということを、教育委員会の方からしっかりとお伝えするというのも、いいのかなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

磯部芳規（教育長）

ありがとうございます。ほかにございますか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【報告事項】

下関市学校給食費に関する条例施行規則について

磯部芳規（教育長）

続きまして、「下関市学校給食費に関する条例施行規則について」学校保健給食課、山本部次長お願いいたします。

山本泰造（教育部次長（学校保健給食課長））

はい、学校保健給食課です。

「下関市学校給食費に関する条例施行規則について」ご報告いたします。資料別冊②をご覧ください。

2ページから6ページに規則を、7ページから8ページに12月に公布された条例を記載しております。

当該規則につきましては、第1条にありますとおり、下関市学校給食に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

以下、主な条文についてご説明いたします。

第3条では、条例第2条第2号の保護者等の定義における、保護者に準ずるものをお示ししております。第4条では、給食費負担者は学校給食の申し込みをしなければならないこと、第5条では学校給食費の額について別表で定めることとしております。第6条及び第7条では、学校給食費の納付額や通知についてお示ししております。第8条では、納付期限について、別表第2で定めていること、第9条では、納付方法について、原則口座振替であります。第10条では、給食費の還付及び充当について、第11条では、学校給食費の提供の停止又は再開方法についてお示ししております。原則は希望する5日前までの届出とし、食物アレルギーや傷病等に該当する場合としております。第12条は、学校給食費の調整として、11条の停止再開をした場合や転入転出をした場合は納付額の変更等必要な調整を行うことができることとしております。第13条は、督促について、第14条は減免についての規定を定めております。

以上、下関市学校給食費に関する条例施行規則についてご報告させていただきました。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございました。

1つだけ質問です。給食費の振替は、これは前納ですか、後納ですか。

磯部芳規（教育長）

学校保健給食課、お願いいたします。

山本泰造（教育部次長（学校保健給食課長））

6ページ別表2に書いてあるとおり、11期に分けて納付していただきます。第1期が4月分でこれを5月末に引落としという形になりますので、要は後納という形になります。

磯部芳規（教育長）

吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ありがとうございます。

後納ということは、2ヵ月先まで未納がわからないということですよ。

磯部芳規（教育長）

山本部次長、お願いいたします。

山本泰造（教育部次長（学校保健給食課長））

そうですね、4月分が5月末に入るという形になりますので、6月にわかるということになります。

磯部芳規（教育長）

よろしいでしょうか。

吉村邦彦（教育委員）

ありがとうございます。

磯部芳規（教育長）

ほかにご質問、ご意見はございますか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【報告事項】

令和7年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日及び開館日の変更について

磯部芳規（教育長）

続きまして、「令和7年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日及び開館日の変更について」文化財保護課、濱崎参事お願いいたします。

濱崎真二（教育部参事（文化財保護課長））

文化財保護課でございます。

「令和7年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日及び開館日の変更について」ご報告いたします。

資料の20ページをお願いします。また、別紙資料を席上配布させていただいておりますので、ご参照ください。

本件は、重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例第5条の規定に基づきまして、休館日及び開館日を変更するものでございます。例年のこととございますが、重要文化財建造物であるという特性に鑑み、原則、毎週火曜日を休館日といたしまして、文化財施設の良好な維持管理を図ることといたします。

なお、年末年始の期間における条例に基づく休館日となる、令和7年12月28日から令和8年1月4日のうち、令和7年12月の28日、29日および、令和8年1月3日、4日については、開館することとし、来館者に重要文化財施設の存在とその価値を広く周知、普及したいと考えております。

以上でございます。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございますので、本件につきましては報告済みといたします。

【報告事項】

令和7年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について

磯部芳規（教育長）

続きまして、「令和7年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について」美術館、岡本館長お願いいたします。

岡本正康（美術館長）

美術館でございます。「令和7年度の下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について」ご説明いたします。

資料21ページから23ページをご覧ください。

美術館では、下関市立美術館の設置等に関する条例第2条の規定に基づき、22、23ページの表のとおり令和7年度の臨時休館及び臨時開館を設定いたしております。

臨時休館については、展覧会の会期前後の展示替え及び館内整理に加え、令和7年度は展示部門の空調設備改修を行う予定で、その間展示室が使用できなくなるため、11月18日から年度末の3月31日まで休館するものです。これらを合わせ令和7年度中の臨時休館の日数は、計145日となります。

臨時開館につきましては、休館日である月曜日が、祝日である場合に開館するものでございます。令和7年度中の臨時開館は、計6日となります。

以上、美術館から報告でございます。

磯部芳規（教育長）

ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございますので、本件については報告済みといたします。

【報告事項】

令和7年度下関市立東行記念館の臨時開館について

磯部芳規（教育長）

続きまして、「令和7年度下関市立東行記念館の臨時開館について」歴史博物館、古城館長お願いいたします。

古城春樹（歴史博物館長）

はい、歴史博物館です。よろしくお願いいたします。

「令和7年度下関市立東行記念館の臨時開館について」ご報告申し上げます。資料は24ページから26ページです。

東行記念館の休館日につきましては、26ページにございますとおり、下関市立東行記念

館の設置等に関する条例第3条により、月曜日及び国民の祝日に関する法律、いわゆる祝日法に規定する休日の翌日と、年末年始となっておりますが、24ページにございますとおり月曜日が、祝日法に規定する休日となる、令和7年5月5日（月）のこどもの日など9つの祝日。そして、祝日法に規定する休日の翌日が、祝日法の休日となる5月6日（火）のこどもの日の振替休日。また、祝日法に規定する休日の翌日が、土曜日もしくは日曜日となる、5月4日（土）のみどりの日など2日。25ページの方でございますとおり、（4）祝日法に規定する休日の翌日が、ゴールデンウィーク中の平日となる4月30日（水）。これらにつきましては、多くの来館者が見込まれるため、臨時に開館させていただくことといたしました。

報告は以上です。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございますので、本件については報告済みといたします。

【報告事項】

令和7年度土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について

磯部芳規（教育長）

続きまして、「令和7年度土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について」土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、松下館長お願いいたします。

松下孝幸（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムでございます。よろしくお願いいたします。

「令和7年度土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について」ご報告をいたします。資料の27、28ページをご覧ください。

4月28日の月曜日は本来、休館日でございますが、この期間は大型連休中で、この期間中には、例年多くの方が来館されております。

また9月22日の月曜日も、飛び石連休の期間ですので、多くの入館者が期待をされますので、4月28日と9月22日の月曜日を臨時に開館させていただくものでございます。

以上、ご報告をいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(ありません。(全員))

磯部芳規 (教育長)

ないようでございますので、本件については報告済みといたします。

【報告事項】

下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について

磯部芳規 (教育長)

続きまして、「下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について」土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、松下館長お願いいたします。

松下孝幸 (土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長)

引き続き、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムからご報告いたします。

「令和7年度豊北歴史民俗資料館の臨時開館について」ご報告をいたします。資料の29、30ページをご覧ください。

4月28日は月曜日で、本来休館日でございます。しかし、この期間は大型連休中で、この期間、例年多くの方が来館をされております。また、9月22日の月曜日も、飛び石連休の期間でございますが、多くの入館者が期待されますので、4月28日と9月22日の月曜日を臨時に開館させていただくものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

磯部芳規 (教育長)

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(ありません。(全員))

磯部芳規 (教育長)

ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【その他】

磯部芳規 (教育長)

では、続いて日程3になりますが、その他でございますが、何かございますでしょうか。

(ありません。(全員))

磯部芳規（教育長）

では、なければ、次回の日程でございますが、4月の教育委員会定例会は、4月22日（火）午前9時30分から下関市教育センター3階中研修室において開催の予定でございます。委員の皆様よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

〈非公開部分の始まり〉

では、引き続きでございますが、ここから非公開案件に入らせていただきます。

【議案審議】

議案第11号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開

【報告事項】

令和7年度校務技士・学校給食調理員の異動について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開

〈非公開部分終わり〉

【閉会の宣告】

磯部芳規（教育長）

これで本日の協議はすべて終了いたしました。

ここで小田教育委員が、令和7年4月19日をもって任期が満了となります。本日は定例会としては最後となりますので一言いただいてよろしいでしょうか。お願いいたします。

小田耕一（教育長職務代理者）

委員の小田でございます。

長きに渡り大変お世話になりました。いつも親切に、丁寧に接して下さいまして、大変ありがとうございました。

私としましては、何のお役にも立てず、過ごしてしまったじくじたる思いがありますが、何とかこうして終わりを迎えることができほっとしております。各課それから各館の職員の皆様にも大変お世話になりました。何か機会ありましたら小田が大変お世話になりましたと、お伝えいただければ大変ありがたいです。

皆様には本当益々のご活躍をお祈りしております。下関市教育が発展していきますように、私もこれからも祈って出来ることがありましたら協力してまいりたいと思います。ど

うもありがとうございました。

磯部芳規（教育長）

ありがとうございました。それではこれで定例会を終了いたします。お疲れ様でした。

（お疲れ様でした。（全員））

署名

教育長

署名委員

署名委員

作成職員
